

第2号議案

茨城支部規約の改正について

変更内容

特別顧問の新設

現行

(顧問及び相談役)

第16条 本支部に顧問及び相談役をおくことができる。

2. 顧問及び相談役は、支部役員会の議決を経て、支部代表が委嘱する。

↓

変更後

第16条 本支部に特別顧問及び顧問、並びに相談役をおくことができる。

2. 特別顧問及び顧問並びに相談役は、支部役員会の議決を経て、支部代表が委嘱する。

変更理由

茨城支部の事業運営に当たり、支部役員経験者で、支部の運営に著しい貢献があり、かつ高い見識を有する者のなかから選任する。

施行日

第19条

4. この規約は、令和5年5月26日から施行する。

以上